

## 議案第 85 号

### 羽生市体育館等の指定管理者の指定について

次のとおり羽生市体育館等の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 11 月 28 日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明

#### 1 公の施設の名称

羽生市体育館、羽生中央公園、羽生北小学校体育館、新郷第一小学校体育館、新郷第二小学校体育館、須影小学校体育館、岩瀬小学校体育館、川俣小学校体育館、井泉小学校体育館、手子林小学校体育館、三田ヶ谷小学校体育館、村君小学校体育館、羽生南小学校体育館、西中学校体育館、南中学校体育館及び東中学校体育館

#### 2 指定管理者となる団体

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目 292 番地 1

毎日興業・スポーツフィールド 共同事業体

代表団体 埼玉県さいたま市大宮区浅間町二丁目 244 番地 1

毎日興業株式会社

代表取締役 田部井 良

#### 3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで